Ⅴ 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

項　　目	令和5年度	令和4年度
〈コア資本に係る基礎項目〉		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,046,419	6,882,133
うち、出資金及び資本準備金の額	4,052,115	4,067,017
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	3,049,000	2,871,266
うち、外部流出予定額（△）	30,062	30,006
うち、上記以外に該当するものの額	△ 24,635	△ 26,145
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,086	2,469
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,086	2,469
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	49,066
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	7,049,505	6,933,670
〈コア資本に係る調整項目〉		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,562	2,188
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,562	2,188
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	1,562	2,188
〈自己資本〉		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	7,047,942	6,931,482
〈リスク・アセット等〉		
信用リスク・アセットの額の合計額	41,810,275	42,842,808
資産（オン・バランス）項目	41,810,275	42,842,808
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	1,090,368
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	1,090,368
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,838,172	3,913,372
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	45,648,448	46,756,180
〈自己資本比率〉		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.43%	14.82%

注1　「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2　当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3　当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

	令和５年度			令和４年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	484,156	-	-	453,897	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,707,428	-	-	6,007,102	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,762,229	-	-	4,174,263	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関及向け	100,008	10,000	400	100,008	10,000	400
我が国の政府関係機関向け	600,939	60,093	2,403	600,971	60,097	2,403
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	101,085,044	20,217,009	808,680	101,787,586	20,357,517	814,300
法人等向け	2,322,732	2,226,395	89,055	2,033,641	1,958,019	78,320
中小企業等向け及び個人向け	1,230,913	678,675	27,147	1,171,745	643,170	25,726
抵当権付住宅ローン	1,223,843	423,665	16,946	1,323,458	457,065	18,282
不動産取得等事業向け	88,193	87,603	3,504	95,700	95,200	3,808
三月以上延滞等	164,553	120,108	4,804	175,221	103,556	4,142
取立未済手形	16,562	3,312	132	8,370	1,674	66
信用保証協会等保証付	18,606,589	1,852,160	74,086	18,064,092	1,796,073	71,842
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	438,387	438,387	17,535	456,974	456,974	18,278
（うち出資等のエクスポージャー）	438,387	438,387	17,535	456,974	456,974	18,278
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	9,699,810	15,692,862	627,714	9,820,391	15,813,090	632,523
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,009,055	10,022,637	400,905	4,009,055	10,022,637	400,905
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-

（うち上記以外のエクスポージャー）	5,690,755	5,670,225	226,809	5,811,336	5,790,453	231,618
証券化	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非STC適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		－	－		1,090,368	43,614
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		－	－		－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	146,531,396	41,810,275	1,672,411	146,273,426	42,842,808	1,713,712
CVAリスク相当額÷8%	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	146,531,396	41,810,275	1,672,411	146,273,426	42,842,808	1,713,712
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b＝a×4%	a		b＝a×4%
		3,838,172	153,526		3,913,372	156,534
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b＝a×4%	a		b＝a×4%
		45,648,448	1,825,937		46,756,180	1,870,247

（注）

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド(Ｆｉｔｃｈ)

注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和５年度					令和４年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		146,531	31,186	7,608	-	164	146,273	30,234	6,908	-	175
国外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		146,531	31,186	7,608	-	164	146,273	30,234	6,908	-	175
法人	農業	710	710	-	-	16	324	324	-	-	18
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	146	146	-	-	28	148	148	-	-	26
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	944	644	300	-	11	898	598	300	-	12
	電気・ガス・熱供給・水道業	18	18	-	-	-	17	17	-	-	-
	運輸・通信業	63	63	-	-	-	62	62	-	-	-
	金融・保険業	101,485	3,514	400	-	-	102,188	2,914	400	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	839	839	-	-	29	880	880	-	-	30
	日本国政府・地方公共団体	10,469	3,561	6,907	-	-	10,181	3,973	6,207	-	-
	上記以外	554	554	-	-	-	590	590	-	-	-
個人		21,129	21,129	-	-	24	20,721	20,721	-	-	20
その他		10,168	2	-	-	-	10,260	2	-	-	-
業種別残高計		146,531	31,186	7,608	-	109	146,273	30,234	6,908	-	110
残存期間	１年以下	98,457	887	-	-		102,959	3,685	400	-	
	１年超3年以下	714	714	-	-		316	316	-	-	
	3年超5年以下	1,188	888	300	-		1,487	1,186	300	-	
	5年超7年以下	1,552	1,051	500	-		923	823	100	-	
	7年超１０年以下	3,633	2,434	1,198	-		2,758	1,857	901	-	
	１０年超	30,587	24,978	5,608	-		27,205	21,999	5,205	-	
	期限の定めのないもの	10,398	232	-	-		10,622	365	-	-	
残存期間別残高計		146,531	31,186	7,608	-		146,273	30,234	6,908	-	

（注）

1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	令和5年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	3	-	2	3	0	2	-	0	2
個別貸倒引当金	192	162	-	192	162	181	192	-	181	192

④　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

区　分			令和5年度						令和4年度					
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
	国　内		192	162	-	192	162	-	181	192	-	181	192	-
	国　外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計			192	162	-	192	162	-	181	192	-	181	192	-
法人	農業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	林業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	水産業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	製造業		83	80	-	83	80	-	86	83	-	86	83	-
法人	鉱業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	建設・不動産業		4	4	-	4	4	-	5	4	-	5	4	-
法人	電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	運輸・通信業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	金融・保険業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	卸売・小売・飲食・サービス業		31	30	-	31	30	-	5	31	-	5	31	-
法人	上記以外		47	22	-	47	22	-	56	47	-	55	47	-
法人	個　人		25	24	-	25	24	-	28	25	-	28	25	-
業種別計			192	162	-	192	162	-	181	192	-	181	192	-

⑤　信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和５年度			令和４年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク･ウェイト 0%	-	11,275	11,275	-	10,957	10,957
	リスク･ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク･ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク･ウェイト 10%	-	19,222	19,222	-	18,661	18,661
	リスク･ウェイト 20%	-	101,101	101,101	-	101,795	101,795
	リスク･ウェイト 35%	-	1,210	1,210	-	1,305	1,305
	リスク･ウェイト 50%	-	381	381	-	349	349
	リスク･ウェイト 75%	-	731	731	-	709	709
	リスク･ウェイト 100%	-	8,561	8,561	-	9,535	9,535
	リスク･ウェイト 150%	-	38	38	-	38	38
	リスク･ウェイト 250%	-	4,009	4,009	-	4,009	4,009
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク･ウェイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	146,531	146,531	-	147,363	147,363

（注）

1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4．信用リスク削減手法に関する事項

①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しています。ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②　信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区　分	令和５年度			令和４年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	358	334,250	－	1,782	297,502	－
抵当権住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	10,000	－	－	10,000	－	－
合計	10,358	334,250	－	11,782	297,502	－

（注）

1）．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2）．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3）．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4）．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5）.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません

6．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

7．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①　出資等その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②　出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	令和５年度		令和４年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	4,447,442	4,447,442	4,466,029	4,466,029
合計	4,447,442	4,447,442	4,466,029	4,466,029

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③　出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：千円）

令和５年度			令和４年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

④　貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

令和５年度		令和４年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

⑤　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：千円）

令和５年度		令和４年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

8．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：千円）

	令和５年度	令和４年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	－	－
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1,250%）を適用するエクスポージャー	－	－

9．金利リスクに関する事項

①　金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、ALM 委員会を中心に、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

金利リスクについては、毎月末を基準日として月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿EVE および⊿NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

②　金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,623	2,389	63	27
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,570	2,440		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,623	2,440	63	27
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,047		6,931	